○関東地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	安中市中宿字壱町田七五〇番二から同市安中四丁目字下ノ堀四六八〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び九号	下関市松屋本町四丁目七一八番一から同市松屋本町四丁目五三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩国市多田三丁目一一三番一から同市多田三丁目一一二番一〇まで	前	一五・〇〇～二〇・〇〇メートル　〇・〇三六キロメートル
	後	二一・〇〇～三六・〇〇メートル　〇・〇三六キロメートル
岩国市守内字あら谷五三番一から同市守内字あら谷五二番一まで	前	一四・〇〇～二二・〇〇メートル　〇・〇三七キロメートル
	後	二一・〇〇～二七・〇〇メートル　〇・〇三七キロメートル
岩国市保木字差組三三八番一から同市保木字差組三三八番二まで	前	九・〇〇～九・〇〇メートル　〇・〇二四キロメートル
	後	一七・五〇～二〇・〇〇メートル　〇・〇二四キロメートル
岩国市玖珂町字河内地五一〇番二地内	前	一六・〇〇～二二・〇〇メートル　〇・〇二六キロメートル
	後	二二・〇〇～二六・五〇メートル　〇・〇二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市多田三丁目一一三番一から同市多田三丁目一一二番一〇まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
〃	岩国市守内字あら谷五三番一から同市守内字あら谷五二番一まで	〃
〃	岩国市保木字差組三三八番一から同市保木字差組三三八番二まで	〃
〃	岩国市玖珂町字河内地五一〇番二地内	〃

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市広文化町一八三七番五地内	前	三七・二〇～三八・〇〇メートル　〇・〇〇三キロメートル
	後	三八・二〇～三八・四〇メートル　〇・〇〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市広横路一丁目一九五八番一二から同市広文化町一八三七番五まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○九州地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十二日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年九州地方整備局告示第十七号大村都市計画道路事業三・四・十九号池田沖田線（竹松工区）

三　事業施行期間　自平成二十三年二月四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし